

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 12 月 12 日受付分)

名称

特定非営利活動法人らいふ・すけっと

縦覧期間

令和 7 年 12 月 12 日(金)から
令和 7 年 12 月 26 日(金)まで

特定非営利活動法人らいふ・すけっと 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人らいふ・すけっとという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県加古川市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者やその介助者に対する、必要な福祉サービスの提供及び地域において障害者の自立支援を推進するとともに、市民に対する啓蒙や人権の擁護事業を行うことにより、社会全体の福祉の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害福祉サービス事業
 - ② 一般相談支援事業及び特定相談支援事業
 - ③ 地域生活支援事業
 - ④ アテンダント事業
 - ⑤ 障害者の自立支援、市民への啓蒙並びに権利擁護を推進する事業
 - ⑥ 子供の保育、教育に関する相談事業
 - ⑦ 障害児相談支援事業

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 この法人の正会員として入会しようとするものは、理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを發見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の運営する各事業に長（以下「管理者」という。）を置き、その日常業務にあたる。
- 3 職員は、理事長が任免する。ただし、管理者は、理事会の承認を得るものとする。

第5章 総会

（種別）

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

（構成）

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要な事項

（開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

（招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（議長）

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した事項は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に係る変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第1条第3項に掲げる者のうち、正会員総数の3分の2以上の議決を経て、この法人と類似の目的を持つ特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 高田 耕志

副理事長 嶽崎 裕子 友田 美代子

理事 作田 明美 逢澤 和美

監事 佐田 一夫

- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人らいふ・すけっと

理事長 高田耕志

1. 実施した事業

- 1、障害福祉サービス事業
- 2、一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- 3、地域生活支援事業
- 4、アテンダント事業
- 5、障害者自立支援、市民への啓発並びに権利擁護を推進する事業
- 6、子供の保育、教育に関する相談事業
- 7、障害児相談支援事業

2. 事業の実施に関する事項

(1)、特定非営利に関する事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者的人数	受益対象者の範囲及び人数	収入見込額(千円)
障害者福祉サービス事業	障害児・者介助サービス	4月～ 翌年3月	加古川及び 高砂市内	30人	加古川市及び高砂市内の 障害児・者 20人	31,000
地域生活支援事業	障害児・者外出介助サービス	4月～ 翌年3月	加古川市内	10人	加古川市内の 障害児・者15人	690
	重度障害者等就労支援特別事業	4月～ 翌年3月	加古川市内	10人	加古川市内の 障害者1人	2,820
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	特定相談支援事業	4月～ 翌年3月	加古川及び 高砂市内	1人	加古川市及び高砂市内の 障害者 63人	2,600
アテンダント事業	障害児・者介助サービス	4月～ 翌年3月	加古川 市内	2人	加古川市内の 障害児・者 2人	81
障害者自立支援、市民への啓発並びに権利擁護を推進する事業	障害者問題の啓発イベント開催や講演会に講師派	4月～ 翌年3月	加古川及び 高砂市内	2人	あらゆる地域の人々	0
子供の保育、教育に関する相談事業	電話・面接相談	随時	事務所等	2人	あらゆる地域の人々	0
障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	4月～ 翌年3月	加古川及び 高砂市内	1人	加古川市及び高砂市内の 障害児 5人	0

令和7年度「特定非営利活動に係る」活動計算書

自令和7年 4月 1日

至令和8年 3月31日

特定非営利活動法人 らいふ・すけっと

科目	金額	(単位:円)
I 経常収益		
1 会費収入		
会費収入	(1) 0	0
2 事業収入		
A. 障害者福祉サービス事業収入	(2) 31,000,000	31,000,000
B. 一般相談支援事業収入及び 特定相談支援事業収入	(3) 2,600,000	2,600,000
C. 地域生活支援事業収入		
障害児・者外出介助サービス	(4) 690,000	690,000
重度障害者等就労支援特別事業	2,820,000	3,510,000
D. アテンダント事業収入	(5) 81,000	81,000
E. 障害者の自立支援、市民への啓蒙 並びに権利擁護を推進する事業収入	(6) 0	0
F. 子どもの保育、教育に関する 事業収入	(7) 0	0
G. 児童発達支援事業収入	(8) 0	0
4. その他の収入		
その他の収入	(9) 20,000	20,000
経常収益合計 (ア)		37,211,000
II 経常費用		
1 事業費		
A. 障害者福祉サービス事業		
職員俸給	(10) 3,915,834	
職員賞与	(11) 0	
福利厚生費(法定含む)	(12) 695,400	
交通費	(13) 525,210	
ヘルパー等報酬	(14) 12,971,178	
ヘルパー等交通費	(15) 745,470	
印刷製本費	(16) 119,600	
宣伝広告費	(17) 70,500	19,043,192
B. 一般相談支援事業及び特定相談支援事業		
職員俸給	(18) 313,266	
職員賞与	(19) 0	
福利厚生費(法定含む)	(20) 55,632	
交通費	(21) 42,016	
ヘルパー等報酬	(22) 0	
ヘルパー等交通費	(23) 0	
印刷製本費	(24) 13,000	
宣伝広告費	(25) 7,500	431,414
C. 地域生活支援事業		
職員俸給	(26) 2,567,760	
職員賞与	(27) 0	
福利厚生費(法定含む)	(28) 456,000	
交通費	(29) 344,400	
ヘルパー等報酬	(30) 1,441,242	
ヘルパー等交通費	(31) 82,830	
印刷製本費	(32) 59,800	
宣伝広告費	(33) 34,500	4,986,532

D. アテンダント事業		
職員俸給	(34)	1,497,860
職員賞与	(35)	0
福利厚生費(法定含む)	(36)	266,000
交通費	(37)	200,900
ヘルパー等報酬	(38)	1,259,016
ヘルパー等交通費	(39)	66,264
印刷製本費	(40)	52,000
宣伝広告費	(41)	30,000
		3,372,040
E. 障害者の自立支援、市民への啓蒙 並びに権利擁護を推進する事業		
職員俸給	(42)	53,495
職員賞与	(43)	0
福利厚生費(法定含む)	(44)	9,500
交通費	(45)	7,175
会場費	(46)	0
印刷製本費	(47)	0
宣伝広告費	(48)	0
		70,170
F. 子どもの保育、教育に関する 事業		
職員俸給	(49)	149,786
職員賞与	(50)	0
福利厚生費(法定含む)	(51)	26,600
交通費	(52)	20,090
会場費	(53)	0
印刷製本費	(54)	15,600
宣伝広告費	(55)	7,500
		219,576
G. 児童発達支援事業		
職員俸給	(56)	29,957
職員賞与	(57)	0
福利厚生費(法定含む)	(58)	5,320
交通費	(59)	4,018
会場費	(60)	
印刷製本費	(61)	0
宣伝広告費	(62)	0
		39,295
	事業費計	28,162,219

2 管理費

職員俸給	(63)	2,171,042
職員賞与	(64)	0
福利厚生費(法定含む)	(65)	385,548
交通費	(66)	291,191
事務所賃借料	(67)	1,300,000
駐車場賃借料	(68)	0
一般交通費	(69)	300,000
水道光熱費	(70)	350,000
通信費	(71)	250,000
保険料	(72)	250,000
修繕費	(73)	300,000
研修費	(74)	50,000
諸会費	(75)	30,000
事務用品費	(76)	150,000
消耗品費	(77)	240,000
支払手数料	(78)	50,000
接待交際費	(79)	100,000
租税公課	(80)	450,000
委託費	(81)	1,450,000
諸会費	(82)	0
雑費	(83)	150,000
車両費	(84)	250,000
車輌減価償却額	(85)	418,000
開業準備費用償却額	(86)	0

管理費計

経常費用計 (イ)

当期経常増減額 (ウ)

37,098,000
(アーノ)
113,000

III 経常外収益			
1 過年度損益修正益 経常外収益計 (工)		0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損 経常外費用計 (才)		0	0
税引前当期正味財産増減額 (力) 法人税、住民税及び事業税 (キ)		(工-才)	113,000
当期正味財産増減額 (ク) 前期繰越正味財産額 (ケ)			0
次期繰越正味財産額			113,000
			11,394,996
			11,507,996
			(ク+ケ)

令和8年度事業計画書

特定非営利活動法人らいふ・すけっと

理事長 高田耕志

1. 実施した事業

- 1、障害福祉サービス事業
- 2、一般相談支援事業及び特定相談支援事業
- 3、地域生活支援事業
- 4、アテンダント事業
- 5、障害者自立支援、市民への啓発並びに権利擁護を推進する事業
- 6、子供の保育、教育に関する相談事業
- 7、障害児相談支援事業

2. 事業の実施に関する事項

(1)、特定非営利に関する事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者的人数	受益対象者の範囲及び人数	収入見込額(千円)
障害者福祉サービス事業	障害児・者介助サービス	4月～ 翌年3月	加古川及び 高砂市内	33人	加古川市及び高砂市内の 障害児・者 22人	34,100
地域生活支援事業	障害児・者外出介助サービス	4月～ 翌年3月	加古川市内	12人	加古川市内の 障害児・者17人	1,068
	重度障害者等就労支援特別事業	4月～ 翌年3月	加古川市内	10人	加古川市内の 障害者1人	
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	特定相談支援事業	4月～ 翌年3月	加古川及び 高砂市内	1人	加古川市及び高砂市内の 障害者 65人	2,600
アテンダント事業	障害児・者介助サービス	4月～ 翌年3月	加古川 市内	2人	加古川市内の 障害児・者 2人	81
障害者自立支援、市民への啓発並びに権利擁護を推進する事業	障害者問題の啓発イベント開催や講演会に講師派	4月～ 翌年3月	加古川及び 高砂市内	2人	あらゆる地域の人々	0
子供の保育、教育に関する相談事業	電話・面接相談	随時	事務所等	2人	あらゆる地域の人々	0
障害児相談支援事業	障害児相談支援事業	4月～ 翌年3月	加古川及び 高砂市内	1人	加古川市及び高砂市内の 障害児 5人	0

令和8年度「特定非営利活動に係る」活動計算書

自令和8年 4月 1日

至令和9年 3月31日

特定非営利活動法人 らいふ・すけっと

科目	金額	(単位:円)
I 経常収益		
1 会費収入		
会費収入	(1) 0	0
2 事業収入		
A. 障害者福祉サービス事業収入	(2) 34,100,000	34,100,000
B. 一般相談支援事業収入及び 特定相談支援事業収入	(3) 2,600,000	2,600,000
C. 地域生活支援事業収入	(4) 1,068,000 2,820,000	3,888,000
障害児・者外出介助サービス 重度障害者等就労支援特別事業		
D. アテンダント事業収入	(5) 81,000	81,000
E. 障害者の自立支援、市民への啓蒙 並びに権利擁護を推進する事業収入	(6) 0	0
F. 子どもの保育、教育に関する 事業収入	(7) 0	0
G. 児童発達支援事業収入	(8) 0	0
4. その他の収入		
その他の収入	(9) 20,000	20,000
経常収益合計 (ア)		40,689,000
II 経常費用		
1 事業費		
A. 障害者福祉サービス事業		
職員俸給	(10) 4,913,732	
職員賞与	(11) 0	
福利厚生費(法定含む)	(12) 732,000	
交通費	(13) 577,731	
ヘルパー等報酬	(14) 12,971,178	
ヘルパー等交通費	(15) 745,470	
印刷製本費	(16) 138,000	
宣伝広告費	(17) 70,500	20,148,611
B. 一般相談支援事業及び特定相談支援事業		
職員俸給	(18) 393,098	
職員賞与	(19) 0	
福利厚生費(法定含む)	(20) 58,560	
交通費	(21) 46,218	
ヘルパー等報酬	(22) 0	
ヘルパー等交通費	(23) 0	
印刷製本費	(24) 15,000	
宣伝広告費	(25) 7,500	520,376
C. 地域生活支援事業		
職員俸給	(26) 3,222,120	
職員賞与	(27) 0	
福利厚生費(法定含む)	(28) 480,000	
交通費	(29) 378,840	
ヘルパー等報酬	(30) 1,441,242	
ヘルパー等交通費	(31) 82,830	
印刷製本費	(32) 69,000	
宣伝広告費	(33) 34,500	5,708,532

D. アテンダント事業		
職員俸給	(34)	1,879,570
職員賞与	(35)	0
福利厚生費(法定含む)	(36)	280,000
交通費	(37)	220,990
ヘルパー等報酬	(38)	1,259,016
ヘルパー等交通費	(39)	66,264
印刷製本費	(40)	60,000
宣伝広告費	(41)	30,000
		3,795,840
E. 障害者の自立支援、市民への啓蒙 並びに権利擁護を推進する事業		
職員俸給	(42)	67,127
職員賞与	(43)	0
福利厚生費(法定含む)	(44)	10,000
交通費	(45)	7,892
会場費	(46)	0
印刷製本費	(47)	0
宣伝広告費	(48)	0
		85,019
F. 子どもの保育、教育に関する 事業		
職員俸給	(49)	187,956
職員賞与	(50)	0
福利厚生費(法定含む)	(51)	28,000
交通費	(52)	22,099
会場費	(53)	0
印刷製本費	(54)	18,000
宣伝広告費	(55)	7,500
		263,555
G. 児童発達支援事業		
職員俸給	(56)	37,590
職員賞与	(57)	0
福利厚生費(法定含む)	(58)	5,600
交通費	(59)	4,419
会場費	(60)	
印刷製本費	(61)	0
宣伝広告費	(62)	0
		47,609
	事業費計	30,569,542

2 管理費

職員俸給	(63)	2,724,307
職員賞与	(64)	0
福利厚生費(法定含む)	(65)	405,840
交通費	(66)	320,311
事務所賃借料	(67)	1,300,000
駐車場賃借料	(68)	0
一般交通費	(69)	400,000
水道光熱費	(70)	400,000
通信費	(71)	350,000
保険料	(72)	250,000
修繕費	(73)	350,000
研修費	(74)	100,000
諸会費	(75)	50,000
事務用品費	(76)	180,000
消耗品費	(77)	270,000
支払手数料	(78)	50,000
接待交際費	(79)	100,000
租税公課	(80)	500,000
委託費	(81)	1,500,000
諸会費	(82)	0
雑費	(83)	150,000
車両費	(84)	300,000
車輌減価償却額	(85)	209,000
開業準備費用償却額	(86)	0

管理費計

経常費用計 (イ)

当期経常増減額 (ウ)

40,479,000
(アーフイ)
210,000

III 経常外収益			
1 過年度損益修正益 経常外収益計 (工)		0	0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損 経常外費用計 (才)		0	0
税引前当期正味財産増減額 (力)			(エー才)
法人税、住民税及び事業税 (キ)		210,000	
当期正味財産増減額 (ク)		0	210,000
前期繰越正味財産額 (ケ)		11,507,996	11,717,996
次期繰越正味財産額			(ク+ケ)